平成２４年（フ）第７１号
愛媛県今治市桜井１丁目11番22号
債務者　大澤　陽子
1　決定年月日時　平成24年８月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２４年（フ）第１８４号
福岡県久留米市中央町23番地６　アルフィーネ久留米中央町608号
債務者　田中　　透
1　決定年月日時　平成24年８月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第１８９号
福岡県三井郡大刀洗町大字栄田761番地
債務者　重松　光男
1　決定年月日時　平成24年８月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第１９５号
福岡県うきは市吉井町清瀬97番地１
債務者　井手　裕一
1　決定年月日時　平成24年８月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第１９６号
福岡県うきは市吉井町清瀬97番地１
債務者　井手　　梢
1　決定年月日時　平成24年８月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第２７０号
大分市大字屋山2170番地の60　宮下
債務者　柳井　　泉
1　決定年月日時　平成24年８月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第２７６号
大分市大字三芳936番地の６
債務者　髙倉　賴光
1　決定年月日時　平成24年８月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第２７７号
大分市大字三芳936番地の６
債務者　髙倉　新子
1　決定年月日時　平成24年８月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第３０３号
大分県別府市大字南石垣1518番地の143
佐々木荘５号室
債務者　林　　順子（旧姓村田）
1　決定年月日時　平成24年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第２９号
大分県国東市安岐町瀬戸田1203番地１、申立前の住所福岡県北九州市門司区光町１丁目３番34号
債務者　佐藤　優香
1　決定年月日時　平成24年８月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２４年（フ）第１０５号
宮崎県都城市菖蒲原町１街区25号
債務者　西川　清美
1　決定年月日時　平成24年８月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２４年（フ）第９９号
宮崎県延岡市出口町６番地15
債務者　岩瀬久美子
1　決定年月日時　平成24年８月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２４年（フ）第１０３号
宮崎県延岡市恒富町４丁目163番地メゾン・ド・綾202
債務者　井上　清司
1　決定年月日時　平成24年８月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２４年（フ）第１５２号
広島県福山市蔵王町２丁目３番16号　サンヒルズ蔵王Ｄ、旧住所岡山県笠岡市大井南65番地７
債務者　時光　輝正
1　決定年月日時　平成24年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月10日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第１６８号
広島県福山市曙町２丁目７番16－８号
債務者　大森　健二
1　決定年月日時　平成24年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月10日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第１６９号
広島県福山市川口町３丁目20番６－４号、旧住所岡山県井原市門田町715番地１
債務者　熊谷　仁宏
1　決定年月日時　平成24年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月10日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第１７０号
広島県福山市田尻町2977番地７
債務者　住吉くるみ
1　決定年月日時　平成24年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月10日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係